A [朱書] 嶋地第六百六十四号

本海内竹島外一島地籍編纂方伺

リ 二号譯官へ達書 三号該國来柬 付 本邦關係無之相聞候得共 スル如ク 竹島所轄之儀ニ付 口上書等之如ク 島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以来 別紙書類相添 元禄九年正月第 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟 為念此段相伺候也 島根縣ヨリ別紙伺出 版圖ノ取捨 一号旧政府評議之旨意ニ依 四号本邦回答及ヒ 別紙書類ニ摘採 ハ重大之事件ニ 取調候處 該

治十年三月十七日 内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密

右大臣 岩倉具視 殿

明治十年三月廿九日

C 日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

之通 間 鳥取藩之時 日 本海中ニ在ル竹島調査之儀ニ付 省地理寮官員 同藩領内伯耆國米子町之商 照會有之候處 元和四年ョリ元禄八年マテ 凡七十八年 地籍編纂莅検之為 本島ハ 永禄中発見之由ニテ 故 大谷九右衛門 村川 別紙乙第二十八号 本縣巡回之砌 市

[朱書] 嶋地第六百六十四号

印長

印長

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

0 関係無之と思われますが、 答および口上書等のとおり、 府評議の旨意により、二号訳官 竹島所轄のことにつき島根県から別紙の伺が出され、調査したところ、その島は、 元禄五年朝鮮人入島以来、 ため伺います。 別紙書類に摘採するように、 版図の取捨は重大なことなので、 すなわち元禄十二年に至りやりとりが終了し、 への通牒、 三号朝鮮国からの来簡、 元禄九年正月第一号旧政 別紙書類を添え、 四号本邦の 本邦 口

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

[朱書] 伺のおもむき、竹島ほか一島のことは、本邦関係ないものと心得よ。

明治十年三月二十九日

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

おおよそ七十八年間、同藩領内伯耆国米子町の商人大谷九右衛門、村川市兵衛とは、永禄年間に発見されたとのことで、旧鳥取藩時代元和四年から元禄八年まで在る竹島調査のことにつき別紙乙第二十八号のとおり照会がありました。この島貴省地理寮の職員が地籍編纂の実地検分のため本県を巡回された際、日本海中に

御指令 傳記 部 推案スルニ 且 記載可致之處 副 植物ヲ積帰リ 二古書旧状等持傳候ニ付 兵衛ナル者 二貫附スへキ哉ニ相見候ニ付テハ 地籍ニ編入スル等之儀ハ 如何取計可然哉 能ク往返スヘキニ非ラサレハ 右大谷某村川某カ 北海百余里ヲ懸隔シ 不取肯 に二就キ 相伺候也 致上申候 追テ詳細ヲ上申可致候 而シテ 其大方ヲ 管内隠岐國 旧 内地 幕府 固ヨリ本縣管轄ニ確定致候ニモ無之 ニ賣却致シ候ハ 已ニ確証有之 ノ許可ヲ経テ 今回 ノ乾位 線路モ不分明 別紙原由之大畧 全島實検之上 ニ當リ 毎歳渡海 本縣國圖 山陰一 尋常帆舞舩等 委曲ヲ具 圖面共相 島中ノ動 帯之西 何分之 |三記載 今

明治九年十月十六日 縣令佐藤信寛代理 島根縣参事 境 二郎

内務卿 大久保利通 殿

[付箋] [朱書] 乙第弐拾八号

D

フルニ 圖等御取調 共 趣 之哉ニ相聞 御管轄内隠岐國某方ニ當テ 尚為念 右ハロ演ヲ以テ調査方 地籍編製地方官心得書第五条ノ旨モ有之候得 及御協議候条 本省え御伺相 固ヨリ 舊鳥取藩商舩往復之線路モ有之 成度 右五条二照準 及御協議置候儀モ有之 従来竹島ト 此段 及御照會候也 相唱候孤島 而テ旧記古 加 有

> の上、 載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよい きるものでないので、 でもなく、 で、 いたことは、 いう者が旧幕府の許可を経て毎年渡海し、 上申します。とはいえそのおおかたを推案すると、 を伺うものです。 別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します。 山陰一帯の西部に貫附すべきか 委細をつまびらかに記載すべきところ、もとより本県の管轄と確定した訳 かつ、 すでに確証が有り、 北海百余里隔たり航路も明らかでなく通常の帆舞船等は往返で 前記大谷某村川某が持ち伝える記録について追って詳細を 現在まで古文書、 (貫=本籍地)と思われるので、 島中の動植物を積帰り内地に売却して 管内隠岐国の北西方向に当た 書簡などを持ち伝えているの 今回、 か 全島実地検分 何分の御指令 本県国図に記

県令佐藤信寛代理 島根県参事 境 二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

[付箋] [朱書] 乙第弐拾八号

省へ伺い出られたく、この段照会に及びます。なお念のため協議に及ぶものです。右五条に則り、そして旧記古図等を調査し本おいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第五条の規定もありますが、旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭でお願いして貴管轄内隠岐国某方に当たり従来竹島と称する孤島があると聞きます。もとより

地 理 大 属 杉山榮藏明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信

根縣

島

地籍編製係 御中

E [原由之大畧]

紫栴檀 ニ在リ 海鹿 ニ在リ アリ ト改ム》甚吉 絶倫ナリト 砂 鵜 蔔 ヲ知ル能ハス アヲキバ 磯竹島 一漂流ス 島アリ 永禄中 朝ニコレヲ上レハ 岩緑青アルヲ見ル 蒜 又瀑布アリ 鮑ヲ物産ノ最トス 欵冬 鷲 黄檗 周回凡十里許 一二竹島ト稱ス 隠岐ヲ距ル八拾里許 遂ニ全島ヲ巡視シ 松島ト呼フ 鵬 動 伯耆國會見郡米子町 又海鹿 動物ニハ 蘘荷 航シテ越後ヨリ歸リ 鷹 椿 唯眼 ナヂコ 樫 獨活 然レト ニ觸レ其多キ者 海 柊 頭 周回三十町許 山峻嶮ニシテ平地少シ 鮑 魚貝ハ枚擧ニ暇アラス 就中 百合 鹿 桐 隠岐國 能ク数斗ノ油ヲ得ヘシ アナ鳥 鮑ヲ獲ルニ モ深谷幽邃 雁皮 枝葉ニ著クモノ夥シ 猫 樹竹稀ナリ 午房 頗ル魚貝ニ富ルヲ識リ 鼠 四十雀 商大屋 栂 乾位 山雀 颶風 茱萸 竹 植物ニハ 夕二竹ヲ海ニ投 竹島ト同 樹竹稠密 マノ竹 ノ類 覆盆子 二遇フテ此地 《割注 鳩 百二拾里 亦魚獸ヲ産 鵯 其 五鬣松 Щ ・後大谷 他 鶸 胡 線路 次二 其味 虎杖 其 鳬 辰 蘿 源 許

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信

地

理

大

属

杉

山栄蔵

島根県

地籍編製係 御中

[原由の大略]

磯竹島、 房、 に漂流した。全島を巡視し終え、とても魚貝に富んでいることを知り、 人大屋 樹木や竹はほとんど無い。 Š, 貝は枚挙に暇がない。 鷹、 鼠 植物では五鬣松、 は暗く奥深く、樹木や竹が生い茂っており水源は分からない。よく眼にするのは、 品とのこと。 に投げ入れ、 十里ほど、 (にんじん)、蒜 周回三十町ばかり、 茱萸(ぐみ)、覆盆子(いちご)、虎杖(いたどり)、あをきば、 ナヂコ、 Щ 雀、 《割注・後大谷と改める》甚吉が船で越後から帰る途中颱風に遭遇してこの 鳩、 名竹島と称する。 山が嶮しく平地は少ない。 また、 アナ鳥、 朝それを引き上げれば、 (にんにく)、 鵯 紫栴檀、 (ひよどり)、 海鹿 中でも海鹿 四十雀の類、 竹島と同 黄檗、 亦魚獣を産する。 頭から数斗の油が得られる。 欵冬 (ふき)、 隠岐国 鶸 一航路上にある。 椿、 (ひわ)、 その他辰砂 日の北西、 鮑を特産物とする。 樫、 川が三條あり、 鮑が枝葉に夥しくついている、 蘘荷 柊、 鳬 永禄年間に伯耆国会見郡米子町の (鴎?)、 百二十里ほどに在り、 桐、 (みょうが)、 (朱)、 隠岐からの距離は八十里ほど、 雁皮、 鵜、 岩緑青があるのを見る。 また滝がある。 鮑を獲るに、 次に一島あり、 栂、 燕、 獨活 竹、 動物では海鹿、 鷲、 (うど)、 マノ竹、 鵬 周 その味は絶 夕刻竹を海 しかし、 回おおよそ (くまたか)、 帰還後 百合、 松島と呼 胡蘿蔔 猫、 午

五月十六日ナリ (ボアニ紹介シテ 許可ノ書ヲ得タリ 實ニ元和四年 城ニ居ル》ニ彼趣ヲ申出シ 以後渡海セント請フ 安倍婦國ノ日 検使安倍四郎五郎《割注・時ニ幕命ニ因リ 米子

甚吉 今度 謹 被仰出間 従伯耆國米子 言 申上 付テ 達上聞候之處 致渡海度之段 被得其意 竹島 米子町人 渡海之儀 先年舩相渡之由候 村川 可被仰付候 不可有異儀之旨 市兵衛 大屋 然者如其 恐々

永井信濃守 尚政

井上主計頭 正就

五月十六日

土井大炊頭 利勝

酒井雅樂頭 忠世

云フ》 ルヲ レトモ シク IJ 斷ナク渡海 當時米子同町ニ 村川市兵衛ナル者アリ 服ヲ給ス 是ヲ訴フ 其情測ル可ラス且舩中人数ノ寡少ナルヲ以テ 歸 稱シ 安倍氏ノ懇親ヲ得ルカ故ニ 元禄七年甲戌ニ至リ 松平新太郎殿 本島ノ發見ハ 舩旗等ヲ與ヘ 殊ニ登營謁見セシメ屢葵章 後 漁獵セリ 明年幕命ヲ得 甚吉 島中ニ没ス 幕府 大屋氏ニ係ル 朝鮮人 遠陬ノ地本邦版圖内ニ入 武器ヲ載セテ到レハ 《割注・墳墓今尚存スト 両家ニ命セラル 上陸スル者若干ナ 此ヨリ毎歳 大屋氏ト 其 然 間 同

五月十六日のことであった。以後渡海したいと願った。安倍氏が江戸に紹介し、許可の書状を得た。元和四年検使安倍四郎五郎《割注・時に幕命により米子城ニ居た》にその島のことを申し出て、

らに。恐々謹言
ので、その意を体して渡海を仰せ付けられるよたので、その意を体して渡海を仰せ付けられるよと間に達したところ異議が無いとのことであった間に達したところ異議が無いとのことであったので、その意を体して渡海を仰せ付けられるよりで、

永井信濃守 尚政

五月十六日 井上主計頭 正就

土井大炊頭 利勝

酒井雅樂頭 忠世

松平新太郎殿

当時、 0 禄七年甲戌に至り、 紋章の服を支給した。後に甚吉は島中に没した 間断なく渡海し漁・猟を行った。 入ったことを称えて船旗等を与え、 ったため両家に命じられた。しかし、本島の発見は大屋氏に係る。これより毎年 人数が少なかったため、 同米子町に村川市兵衛という者がいて、 朝鮮人が幾人か上陸していた。 帰帆し訴え出た。 幕府は遠陬 特に江戸城に登り謁見せしめ、 翌年幕府の命を得て武器を積んで到 (陬=スウ・すみ) の地が本邦版図内に 大屋氏と同じく安倍氏と懇意であ 《割注・墳墓今なお存すると云う》。 事情が分からず、 しばしば葵の かつ、 船中

エイ》 ヲ以テ 丙子正月 渡海ヲ禁制セラル ヲ與フ可キノ命アリ 彼國此ヲ奉ス 本管内タルヘキノ證書ヲ上ラハ 本土ニ送還ス 同年彼國ヨリ 竹島ハ 朝鮮ニ接近ナル 人恐レテ 遁レ去ル アリ 頻二其地ニ属センコトヲ請フ 幕府議シテ 即チ捕縛シテ 残ル者二人《割注・アヒチヤン 歸 ル 以後朝鮮ニ漁獵ノ權 命アリ 此ニ因テ 同九年 江戸ニ致シ トラ 月

先年 至于今 雖致漁候 州米子之町人 村川市兵衛 松平新太郎 被仰出之由 可被存其趣候 因州伯州領知之節 向後竹島へ渡海之儀 大屋甚吉 恐々謹言 相窺之 竹島へ渡海 制禁可申 伯

土屋相模守

戸田山城守 阿部豊後守

正月廿八日

大久保加賀守

松平伯耆守殿

相傳フ ハス 間 今ニ至テ 元和四年丁巳ョリ元禄八年乙亥ニ至テ ノ製圖ヲ縮寫シ 《割注・因ニ云フ 隠岐國穏地郡南方村字福浦ノ弁才天女社 遂二 當時柳澤氏 大谷村川両家 本社修繕ヲ加フルニ當レハ 必ス之ヲ両家ニ告ク》 爰ニ至ルト云フ 今大谷氏傳フ所 享保年 是ヲ附ス ノ變アリ 海波平穏祈祀ノ為ニ建立スル所ナリ 幕府 尚 両家所藏ノ古文書等 外事ヲ省ルコト能 凡七十八年ナ

> 月、 あり。 猟の権利を与えるとの命を下し、 めてきた。幕府は議して日本管内であることを認める証文を出せば以後朝鮮に漁 国から竹島は朝鮮に接近していることを以てしきりにその地に属すべきことを求 ったところ朝鮮人は恐れて逃げ去った。 渡海が禁制された。 すなわち捕縛して帰った。 彼国はこれを奉じた。これにより同九年丙子正 命により江戸へ送り、本土に送還した。 残った者二人《割注・アヒチヤン、トラエイ》 同年彼

することは制禁申し付ける旨仰せいだされた由 今に至るまで漁をしているといえども、 先年松平新太郎が因州伯州を領知の折り伺い 伯州米子の町人村川市兵衛 大屋甚吉が竹島 向後竹島へ渡海 へ渡海 出があり

その趣を承知されるように。恐々謹言

正月廿八日

戸 田山城守

土屋相模守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿

伝来の享保年間製作の図を縮写し添付する。 があった。 のである。今に至るまで本社修繕を加えるに当たっては必ず両家に告げる》。当時柳澤氏の変 国穏地郡南方村字福浦の弁才天女社は、当時大谷村川両家が海波平穏祈祀のために建立したも 元和四年丁巳から元禄八年乙亥までおおよそ七十八年である《割注・ちなみに、 幕府は外事を省みることができず遂にここに至ったという。 なお、両家所蔵の古文書等は、 今大谷氏 他日

F [付箋] 一

丙子元禄九年正月二十八日

御老中 人両 二付 渡海の儀 漁 天龍院公 日本人入交リ 一人 竹島え罷越 御覚書壱通 御四人 被差留候との御儀 御登城 御列座ニて 無益の事ニ 御渡被成 御暇御拝領被遊候上 致漁候處 先年以来 戸 被仰渡候也 一候間 朝鮮人モ彼島え参 用山城守様 向後 伯州米子の 於御 米子の 竹島の 白 町 書 致 町 儀 院

之候 守様 判ニ候故 故 平伯耆守殿へ相尋候處 出羽守殿 儀 同是ヨリ 之哉と存候 渡海仕候様ニ 不相知事二候 其時の領主 松平新太郎殿ヨリ 御用ニ付罷出候様 土井大炊頭殿 米子町人両人 先年の 御逢被成 前正月九日 三澤吉左衛門方ヨリ 考見候得ハ 右京太夫殿 罷渡り 先年と有之候得共 伯耆ヨリ渡り 新太郎殿へ 御直二 漁仕来候迠ニて 井上主計頭殿 ^ ₺ ことの儀こ付 大形 被仰聞候は 因幡伯耆へ附属と申ニても無 遂 以奉書 通り舩相渡度の由 台徳院様御代ニても可有 漁いたし来候由ニ付 内談候 年数ハ 申遣候 案内有之 竹島の儀 永井信濃守殿 参上仕候處 朝鮮の島ヲ日 竹島 不相知候 酒井雅: 直右衛門 元しかと 如以 願出候 中間 豊後 松 右 連 楽 前 衆

謄写が成るのをまって全備する予定である。

竹箋」一号

丙子元禄九年正月二十八日

の渡海を差し止めるとのことを仰せ渡された。人も彼島へ参り漁を致し、日本人入交り無益のことであるので、向後米子の町人なられた。先年以来伯州米子の町人両人が竹島へ出かけ漁をしていたところ朝鮮中四人が列座される中、戸田山城守様が竹島のことにつき御覚書一通をお渡しに天龍院公(宗義真)が登城された。御暇を頂戴なさった上で、白書院において御老

ろ、 でで朝鮮の島を日本へ取ったということでもなく、 渡海するよう新太郎殿に奉書を以て申達した。 はっきりしない。 かと思われる。 上主計頭殿、 を渡したい旨願い出たため、 ねたところ因幡伯耆の附属という訳でもない。 [柳沢] これより [平田]直右衛門 豊後守様がお会いくださり直々に仰せ聞かされるには、 |出羽守殿 前 同年正月九日、三澤吉左衛門(老中阿部豊後守用人)方から連絡があり、 永井信濃守殿の連判であることを考えればおおかた台徳院様の御代 先年とあるが年は分からない。 (対馬藩家老) に御用があるので来るようにとのこと。 参上したとこ (側用人)、 伯耆から渡海し漁をしてきたとのことなので松平伯耆守殿に尋 [松平]右京太夫殿(側用人)へも相談した。 時の領主松平新太郎殿から案内があり以前のように 米子の町人両人が先年のとおり船 右の顛末で渡海し漁をしてきたま 酒井雅楽頭殿、 日本人は居住していない。 竹島の件、老中仲間 土井大炊頭殿、 竹島は由 「来が 道 井

慮も可 候故 島之儀 被仰遣 之候哉 候間 間 事おもくれ候ても如何ニ存候 交 り候迠ニて 儀 國え差置たる由ニ候 相 達 了簡可仕候間 たし候ても 筋もなき事申募リ候儀ハ 不入事ニ候 右三様の御了簡被成 は ハ、今更遣しかたき事ニ候得共 十里程有之由 ·被申渡候 通り 取候と申ニても無之 日本人居住不仕 も存寄 尋候得は 絶申候モ如何ニ候 對馬守殿ヨリ 被仰越候二及申間敷歟 重て不罷越候様ニ 此方ヨリ構不申候様ニ 有之歟と存候 夫共二 日本人居住仕候歟 返事無之内 元しかと不仕事ニ侯 此申置候處 刑部殿ヨリ書翰ニても可被差越と思召候哉 無遠慮 無益島ニ候處 元ばつといたしたる事 伯耆ヨリハ百六拾里程有之 思召の通り 蔚陵島と書入候儀 可被申候 然は 對馬殿 死去二候故 今更ヶ様ニは被申間敷との 思召寄 其段ハ少も不苦候 左候得は 御威光或は武威ヲ以 被申渡候様ニと 朝鮮國ノ蔚陵島ニても可 無遠慮 此儀むすほゝれ年来の通 又ハ 兎角竹島の儀ニ付 同し事を幾度も申進候段 委可被仰聞候 被成如 例年不参候異國人罷渡 刑部殿ニハ御律儀ニ候 刑部殿より蔚陵島 左様の 此方え取候島ニ候 可被仰聞候 二候 差除返簡仕候様 何 證據等も無之 可有之哉 候 朝鮮 我等宜様ニ 無益之儀 相模守殿よ 右の返簡 申勝ニい 鮑取二参 道程之儀 へは 其方 御遠 竹 又 0 彼 兀

守殿 れ、 こと、 律儀なので始めあのように言っておいて今さらこのようには申せないとの御遠慮 とである。 あるいは武威を以て主張を通しても道理に適わないことを言い募るのは無用なこ れ 見を詳しくお聞かせ願いたい。鮑取に行くだけで無益な島であるのに本件がこじ れをすべきであると考えておられるのか。 ども無いので、 が居住しているか此方へ取った島であれば今さら遣し難いが、そのような証 のことであった。そうであれば朝鮮国の蔚陵島なのかもしれない。また、 程 存ずる。ご多用中ゆえ今少し筋道をつけた上で上様の御判断を仰ごうと思う。 もあろうかと思う。 いのか。 したとのことである。 く言うように。 ことであるので度々存念を申している。 なので思し召しのとおり遠慮なく仰せ聞かせ願いたい。 のことを尋ねたところ伯耆からは百六十里ほどあり (むすぼほる=解けなくなる) もう来ないように申入れるよう[土屋]相模守殿 (老中) が言い渡された。 返事が無いうちに対馬殿が死去されたため右の返簡を彼国へ差し置いたとの (宗義倫) そうであれば刑部殿(宗義真)から蔚陵島のことを申し入れられてはならな あるいはまた、とにかく竹島の件について一通り刑部殿から書簡で申入 竹島は由来がはっきりしない。 から蔚陵島と書き入れたくだりを削除して返簡するよう申入れをさ 同じことを幾度も申してくどいように思うが、 此方から関与しないようにすることではどうか。それとも、 その段は少しも差し支えない。 無益のことで重大化するのもいかがかと思う。 年来の通交が途絶えるのもいかがなものか。 お考えを何度も仰せ聞かせくださればと 例年来なかった異国人が渡ってきたの 右三様のことをお考えくださり、 我等は良いように考えるつも 朝鮮へは四 其方達も存念を遠慮な 異国へ申し入れる 十里ほどあると 刑部殿は御 御威光 Ħ 対馬 処罰 本人 以

仕候て 大輔 と申筋ニても無之候 其段も其通りニ候 し被遣候と申手ニ葉ニても無御座候哉と申上候得は 不罷渡候様ニと思召候由 と存候 繁内二候故 被成候様ニとの御事故 ひ違ひ候とも 少しくい違候得とも 事おもくれ可申より 少しハく ヨリ誤りニて候共不被申事ニ候 ニ候哉と伺申候得は の御事にて 寄申遣候間 くどき様ニ存候得共 へ可申聞よし 只今の御意の趣 以来日本人は 右申渡侯口上の趣 思召寄 御覺書 今少し筋道をも付候上にて 軽く相濟申候方 申上候て 退座仕ル 元取候島ニて無之候上ハ 幾度も被仰聞候様ニと存候 御直 此方ヨリ構不申以前ニ候 如 異國え申遣候事ニ候故 彼島え御渡被遊間敷との思召 とくと落着申候 何ニも其通ニ候 有增落着申候様二奉存候 二御渡被成候故 御意被成候故 其方覺の為ニ書付遣候 宜候間 右被仰遣候趣とハ 此段 罷帰り 竹島の儀 重て日本人 達上聞可 請取 度々存 返し候 御了簡 拝見 此方 御事 刑 返 左 لح 申

G [付箋] 二旦

使人,不シッ日ァッ上¸舩ニ入ッ黄國,者ノ兩度使事未¸了ッ不幸ニシッ早世由¸是ニ召;還ス先ノ太守因。サ竹島ノ事。サ遺ス使ッ於

った。 話しますと申し上げ、 段御了解願いたいとの御事であった。 違うけれども事が重大化するより少しはくい違っても軽く済むほうがよいので此 理でもない、 上口頭で申し渡したことを其方の覚えのために書き付けお渡しするとの御事であ たとも言わないということである、以上のことは申し入れられた趣とは少しくい 上げれば、その段もそのとおりである、 と考えている旨仰せになった。竹島は返してやるという意味でもないのかと申し えかと伺ったところ、いかにもそのとおりである、もう日本人が渡らないように かた落着したように思う、それでは、 御覚書を直々に下さったので受け取り、 此方から関与しないようにするまでである、此方から間違いであっ 退座した。 今後日本人は彼島へ渡海させないとのお考 たしかに落着しました、帰って刑部大輔に 元もと取った島でない以上返すという道 拝見して、只今のお話によりおお

[箋] 二|号

に拠り具に応えました。因って、竹島は本邦を去ること甚だ遠く貴国を去ることどなく江戸に赴きました。将軍に拝謁した際、問が竹島の状況に及びました。実了しないうちに同人は不幸にして早世しました。このため私は使者を召還し、ほ先の太守が竹島のことで使者を貴国に二回派遣しましたが、使いの用件が未だ完

問,及,竹島,地状方向 「據」實ニ具ニ對フ因テ以下其,

本邦』太々遠クシテ而去パコト

貴國 通ぶ私市が等ノ弊が随き即き下シ 『却ヶ近ビサスクヘ兩地ノ人殽雜シテ必ス有ピコトヲ濳カニ

細微。 勿い預メスルコト是以テ百年之好偏へ二欲 而 」令ョ永ヶ不」許,人ノ往ヶ漁採,、コトラ夫レ釁除、生, 島」之微邃:付、不、・・較、豈:非、 |゚ラ禍患´艸゚コト於下賤゚ッラ古今ノ通病慮ハニ寧ロ っ 彌く篤 ショトヲ

兩邦一之美事 "乎茲"念"

南宮應這慇懃這修」書使是本州,代 |回棹/之日||口伸シテ毋」遺スコト 傳 盛謝 爾譯使

Н [付箋] 三号

朝鮮國禮曹参議李 善溥 奉 書

日本國對馬州刑部大輔拾遺平公一閣下

春日暄和緬 性ルニ

動静珎毖嚮慰無〕已,上頃,因上譯使,回上一自

貴州 | 細 |

傳

此二近キコトラ疆界自ラ別 左右面托/之言 興圖 所 」載スル文跡照然トシテ無ジー論| | 備'悉」委折ッ矣欝陵島ノ之為」。我 で彼に遠シテ

貴州既ニ知パコトヘ欝島ト與ン竹島為パュコトタ一島ニシテ而

政府が慇懃に書簡をしたため当対馬州をして貴国に代わり大なる謝意を幕府に伝 小事は遂に張り合わないことにする、これこそ両国の美事でしょう。ここに貴国 れ、 が古今の通病です。慮るに、むしろあらかじめ対応するほうがよいでしょう。こ るおそれがあります。 却って近いため両地の人が入り交じり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じ 忘れずに報告してください。 く禁じました。釁隙 えしむことを念じます。譯使 以て百年のよしみ、ひとえにますます篤からんことを欲し、一つの島という (キンゲキ・仲違い) は細微より生じ禍患は下賤より起こること したがって、即ち令を下し、人が往って漁採することを永 (使者である訳官=貴殿の) 帰国の日はまだ先ですが

の我が地であることは同じです。貴国は令を下して永く人が往き漁採することを が とを論じるまでもなく彊界はおのずから別れます。 ることは興図に載せてある所であり文献上も明らかで、日本に遠く朝鮮に近いこ 春の日はあたたかく和み、 朝鮮国禮曹参議 李善溥 お言葉を詳しく伝えました。つぶさに周到をつくすものです。欝陵島が我地であ ことなく慰みに向かう頃、 島にして二名であることを御存知です。 日本国対馬州 使者の訳官が貴州から帰り、 はるかに思い巡らせば動静ことのほか静かで、 刑部大輔拾遺 則ちその名称は異なるといえどもそ 貴州はすでに欝[陵]島と竹島 平公閣下に書を奉じます。 貴殿が面会して托された 止まる

貴國下ジト゚やッ氷不レ許;」人往ッ漁採スホコトッ二名」則其ノ名雖ム゙トサ異ハト其ノ為ム゙コトン我ゥ地則一也

彼此一之所一大"願」者上耶

左右既「有」

書契『以ヶ来ル者』似』『是レ面、『言スルコト於譯使』「而然レトモ且ッ無』、一介行李ノ奉ニを

左右深々

使ふき」之『轉ふ致』統『希クハ意』故『先》此『修ゝ牘』展』布ふ『多少』送』于莱舘』念』旧約『不』』欲ざ規外送ざ。差』之

諒炤セヨ不宣

禮曹参議李 善溥

幸。 りがないようです。故に先ずここに書簡をしたため、 両国の大いに願うところではないでしょうか。貴殿は既に使者である訳官に面会 懲戢の地へ送りました。そのほか、沿海に勅令を発し禁令を申明しました。ます ょうか。その呈書のごとき、誠に妄作の罪があります。それ故すでに流刑に処し、 ります。どうしてこれを以て定約に違反して他路によった疑いがあると云えまし 帆に強風を受ければたちまち漂流に及びやすく、海を越えて貴国に転じ入るに至 を断つつもりです。 禁じました。 に送り転送させます。 貴殿が古くからの約束を深く念じて、定められたもの以外の使者は差し送るつも して表明されました。しかし、また書契を奉じて来訪する者はありません。これ ます誠信に務め以て道理を全うし、さらに辺疆に事を生じることがない、これが 我が国もまた、まさに官吏を派遣し時々検察して両地の人が往来殽雑する弊 言葉の意味は丁寧で久遠を保つべきことはそのとおりです。良幸良 昨年漂氓の件、 総じて御了承くださることをこいねがいます。不宣 海辺の者はたいがい舟楫を以て業とします。 若干の考えを述べ、東萊府

戊寅年三月 日

禮曹参議 李善溥

J [付箋] 四号

朝鮮國禮曹大人/ 閣下, "

向二領

華棫,憑テ審ニス

貴國穆清嘔喩倍、恆ニ承ケテ

レ論ッ前年

左右克﹖諒;情由。 象官超。゙渓之日面。陳ӽ竹島ゥ之一件ឺ繇。゙是。

示スニ以下

|示意即サロピ啓、」達シ
|兩國永ク通゚゙交誼゚゙益⟨懋゚。゚コトッ誠信」、実至幸至幸

舌頭、「時維レ春寒」更希ク東武、「了、故、一今、修、」贖っ畧々布、「餘蘊」、附シテ在、「舘司ノ

加愛せる總性ルニ

鍳察セヨ不宣

元禄十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺平 義真

K 口上之覺

儀へ能被聞召分候て 冝被仰付候故 其段譯官ニ被申一 竹島の儀ニ付 數年来何角と被申通候處 存の外公

[付箋] 四号

元禄十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺 平義真

口上之覺

御理解くださり宜しく仰せ付けになったので、その段、訳官に申し伝えましたと一 竹島のことにつき数年来何かと主張してこられた所ですが、思いのほか幕府が

越候段 得共 ヨリ以 渡候 も慥 数年捨置 申付候との御返翰ニ候得共 八十四(余)年日本人渡り来り候故 或 返翰被差渡候 萬二奉存候得共 づと日本の属島の様ニ成来候故 仕候時節故 様二承及候通 其侭帰國仕候 翰受取不申之内 不幸ニて對馬守殿被相果候故 侵渉仕候間 者差渡候處 差置候ては て不罷渡様ニ可申遣の旨 の漁民を召捕罷帰 0) 「對州へも不申越候て 使者存寄の趣申達候て 儀 0 處 御 ニ有之候 貴國 刑 使者申達候 望の通ニ相濟 不届ニ候故 御聞届候ニて御書簡被差渡候 部 其後御届可申時分も度々不念仕候故 ヨリ數年被捨置 於東武被申上候ハ 竹島 以来又出入可有之 不被渡候様ニ可申付の旨 其後は右の御書面と振替り 乍然 誠信を以 竹島の 具二申聞候ニ付 殿 元来朝鮮國の地 東武へ申上候ニ付 其御返翰 竹島の儀 則罪科ニ申付候 心ヲ被盡候て 両國の大幸此事ニ候 款 通交仕事 被仰出候 此度ニて無残所相 其上段 紛敷御文章有之故 ニ被得其意候 貴國 事の端と存候故 幸刑部大輔殿参府 被仰越侯段ハ御尤手 ニ紛無之 輿地圖ニ ニ候間 々不念成儀有之故 先年因州の者貴國 「の欝陵島に紛無之 首 依之 先對馬守殿 の儀 以来の儀迠 尾好相濟 貴國の漁民 御認被差下候 御書面不宜 朝鮮國 日本人犯越 此段御聞 竹島へ罷 元来竹島 御返 再使 其 はり 使者 今度 おの 朝 堅 侭 重 候

が、 でおのずと日本の属島のように成り来たったゆえ、 再度使者を派遣したところ、その後は右の御書面と変わり、 あったのでそのままにしておいたのでは今後また問題が生じる端緒になると思い 解くださいました。 民が再び渡ることのないよう申し入れるべき旨仰せいだされました。これにより 両国の大幸とはこのことです。元来竹島は貴国において長らく捨て置かれ、その ました。竹島の に出ているということです。誠信を以て通交する観点からお聞き届けになり日 とは誠にもっともだと存じますが、 鮮国において長らく捨て置き、 刑部大輔殿が江戸へ参じる時節ゆえ同地で幕府に申し上げたことは、 竹島は貴国の欝陵島に相違ない旨聞き及んでいると具に聞いていたので、 したので渡海しないように申し付けるべき旨を記した御書簡を出してこられまし ることのないよう堅く申し付けたとの御返簡でした。しかし、紛らわしい御文章が 先代の対馬守殿から使者を以て申し入れました。 上何度かお忘れになることがあったため、 も対馬守殿が死去したので、使者はそのまま帰国しました。そうではあるものの、 した。それゆえ先年因州の者が貴国の漁民を捕えて帰り幕府へ申し上げ、貴国 ころ、 対州へも言わずに使者の考えを申し入れ、 刑部大輔殿がお心を尽くされ、 お聞き届けになり御書簡をくださいました。 一件このたびで残らず終わり、朝鮮国のお望みのとおりに解決 竹島へ行ったことは不届きであるゆえ則ち処罰した、今後渡 その後主張する機会が度々あったのにし忘れたの 首尾よく終わり、 元来朝鮮国 八十年余りの間日本人が渡海してい 御返簡を受け取らぬうち、 の地に相違なく興地図にもたしか その御返簡ではその主意を御理 申し入れるよう命じられたこ 御書面には問題があり このたび返簡を差し出され 日本人が越境し侵渉 竹島は、 ました 一の漁 朝 ぇ

を以 得共 被成 得心可被成候 遣も無之 迠 上候ハヽ の主意も違ひ 一々首尾不都合ニ候 顧候心ハ曽て無之 剰非をも飾 形と存候 禮も可有之と存候處 故 譯官罷渡候節右の趣面談ニて委細可申渡候旨御差圖 を可被差留由 程 以 心を被盡候て 7 て忝可奉存 ニ被申事ニ候ハ 隣交の好ニ候間 刑部大輔殿役目の事ニ候故 東武の思召も悪敷 御禮の心も無之 御文章不冝候て 御老中迠被申上候得ハ 先年譯官ヘ口上ニて申達候 間 掛又は被仰 以来迠の御了簡違ニ可被成候 朝鮮國ヨリの 御存の事 日 二御心を被盡候故ニて候 本人渡海被差止 不首尾成のみならず 竹島國籍ニ帰し申候段 貴國被欠檢點候上 御不念多候處 由 被仰出候 、二候間 被仰上候故首尾好 内 越様 々私追願 被申分尤と被思召候様ニ 理 可保久遠無他 朝鮮國の御為行々冝間敷候得 跡 二當り候ニ付相濟候と思召候 幸譯官招 被下候 先得と御思慮被成候ハ 則達上聞 被申候通 事も調不申 然上ハ今度ハ厚く御 東武へハ禮を盡し誠 殊被仰越候趣も前 今度の儀 相濟 可申由 偏二刑部: 御誠信の 此段真直二被 被聞召分候て 良幸々々と迠 向 禮儀正しく誠 御不誠信成御仕 々二ハ不申候 貴國ニハ御心 後日本人渡海 申上置候故 朝鮮國 其上以 大輔殿 手前を被 至と 色々御 夫 来 申 を 别 \mathcal{O}

です。 尽くされお話しになったゆえ首尾よく済んで、 御為にさきざきよろしくないけれども、 尾であるだけでなく事も調わず、 越される趣も前後の主意も違い、 則ち上聞に達しお聞き届けになり、 にと内々に私に願われたとおり、 玉 は礼を尽くし誠を以て朝鮮国からの申入れが尤もだと思われるように色々お心 く不誠信をされる形と存じます。 とはそのとおりである良幸良幸とあるだけで御礼の心も無く、 委細申し渡すべき旨の御差図ゆえ、 訳官を招聘すると申し上げてありましたので訳官が渡海した際右の趣を面談にて 人の渡海を差し止 る以上このたびは厚く御礼もあるはずだと思っていたところ、 しみであるから向後日本人の渡海を差し止めようと仰せいだされました。 んが御存知のことであるので後先とくとお考えになれば分かるでしょう。 んだとお思いになっては今後の御了見違いになるでしょう。 の籍に帰したことは、 御自身を省みるお心はまったく無く、 このたびのことは、 められました。 ひとえに刑部大輔殿が隣交関係にお心を尽くされたから 朝鮮国のなされ様または仰せ越され様が正しいため済 礼儀正しく誠を以て御老中まで申し上げたので、 その上今後も幕府の思し召しも悪く、 一々首尾不都合です。 貴国は点検を欠く上お忘れのことも多くありま 御誠信の至りと特にかたじけなく存じ奉るよう 先年訳官へ口上で申し入れました。そうであ それほどまでに言われるのであれば隣交のよ 刑部大輔殿は役目の事であるゆえ幕府 剰 (あまつさえ) 非をも飾り、 貴国にはお心遣いも無く竹島が貴 率直に申し上げれば不首 いちいちは申 御文章が宜しくな 久遠を保つべきこ 朝鮮国 殊に仰せ 折から ま

一 御書簡の中で、竹島の件、首尾よく仰せいだされたことを使者を以て伝えるべ

二候 とハ相違仕候間 歳條の外ニ使者遣間敷との心入ニては無之候 其通被仰付候 者申渡候同前 使者を以参判え申達候例ニて候得とも 遣間敷との了簡ニて可有之由 心得可被成候 之候節ハ 譯官相招可申の由 被以仰出事二候故 `申遣儀ニ候處 御書簡の内ニ 左候ハヽ 被仰聞候通り 使者遣不申候て 不叶事ニ候 聢と仕たる事と 其節譯官へ面談ニて申含候得は 依之任御差圖譯官へ口上ニて申含候 以来の為と存 是又申入置候 譯官へ申含遣候段 竹島の儀首尾好被仰出候段 被申上置候故 以使者可申越事と思召段 公儀より被仰出儀ハ何とても 被仰聞候 東武ニは被思召候て 幸譯官招可申の 約條の外ニ使者 此段も御了簡 右の通 公儀より為 左様御 用事有 御尤ニ 以使者 以使 兼テ 態 由

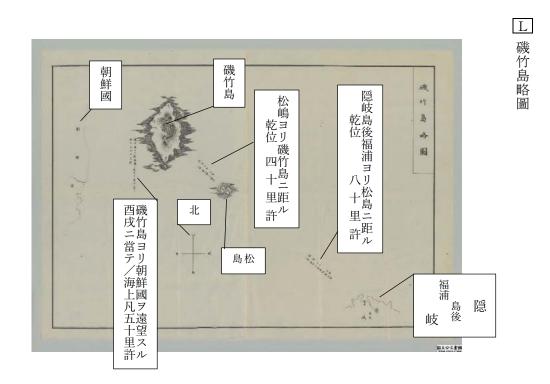
能 右の條々 は大切ニ被存候以後の為ニ候間 違等候ては 國思召入の様子 具ニ見聞仕候處 -越候故 7州の心入と くひ違ひ有之候故 々東莱迠申届 不入事の様ニ候得共 最早首尾好事濟申たる上二 又々申達候 如此二候 幾久敷不申通候て 不叶事候處 朝廷方へも慥ニ轉達仕候様ニと被 以上 我等役目 我等存候通の譯 以来共ニ御了簡 貴國の御心入と 二一付 最初ヨリ兩 左候て

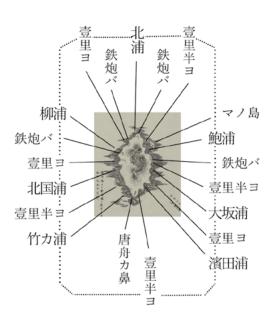
> ます。 り訳官へ口上にて申し含めました。 幕府ではお思いになってそのとおり仰せ付けられました。これによりお指図どお ましたので、 申し入れる例ですが、 仰せのとおり幕府から仰せいだされたことは何であっても能く使者を以て参判 るため使者を以て申し越すべきであるとお考えになることは、ご尤もに存じます。 ならないとの考えであろう云々とありました。 きであるところ訳官へ申し含めて伝えたことは、 この段もお考えとは違いますので今後のためと思い、これもまた申し入れておき 心入ではありません。用件がある際は使者を派遣しなくては叶わないものです。 面談にて申し含めれば使者を以て申し渡したと同じく聢(しか)と伝達したものと そのようにお心得ください 幸い訳官を招聘するところでした。そうであるので、その際訳官 右のとおり、 歳條のほかに使者を派遣してはならないとの かねてより訳官を招聘する旨申し上げており 幕府から仰せ出でられたことであ 約条のほかに使者を派遣しては

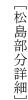
右の條々、もはや首尾よく事が済んだ上に又々申し入れることは不要なことの右の條々、もはや首尾よく事が済んだ上に又々申し入れることは不要なことの右の條々、もはや首尾よく事が済んだ上に又々申し入れることは不要なことの右の條々、もはや首尾よく事が済んだ上に又々申し入れることは不要なことの方のようにするものです。以上

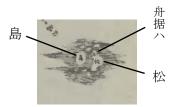


[磯竹島部分詳細]









M [朱書] 立案第 二十

同廿七日来印華田口

臣 印岩倉 明治十年三月廿日

大

参 卿

議

輔

本局

印土方 印巌谷

印大隈 印寺島宗則 印大木

別紙内務省同日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ 左の通御指令相成可然哉 ニ本邦関係無之相聞候段 元禄五年朝鮮人入嶋以来 此段相伺候也 申立候上ハ 伺之趣御聞置 旧政府該國卜往復之末 遂

御指令按

書面 [朱書] 同之趣 竹島外一嶋の義 本邦関係無之義ト

可相心得事

[朱書] 明治十年三月廿九日卿長

[朱書] 立案第 二十 号

同廿七日来印華田口

明治十年三月廿日

大 臣 印岩倉

本局 印土方 印巌谷

議

参

印大隈 印寺島宗則 印大木

卿 輔

旧政府該国と往復の末 遂に本邦関係これ無く思われると申し立てている以上は 別紙内務省伺

書面 [朱書] 同之趣 竹島外一嶋の義 本邦関係無之義ト

御指令按

伺の趣を聞き置き左のとおり御指令になるべきかどうか、この段伺います。

日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄五年朝鮮人入嶋以来

可相心得事(伺のおもむき、 竹島ほか一島のことは、

本邦関係ないものと心得よ。)

[朱書] 明治十年三月廿九日卿長

注記

②島根県の何、③乙第二十八号、 国立公文書館のデジタルアーカイブでは、次頁以下の画像のとおり、①太政官内の決裁書(立案第二十号)、 ④「原由の大略」、⑤第一号~第四号、 ⑥内務省の伺(島地第六百六十四号)、

7 「磯竹島略図」の順番で保存/撮影されている。

しかし、元々の順番は異なっており、かつては、 (i)内務省の伺 (島地第六百六十四号)、 ii)島根県の伺、

(iii)

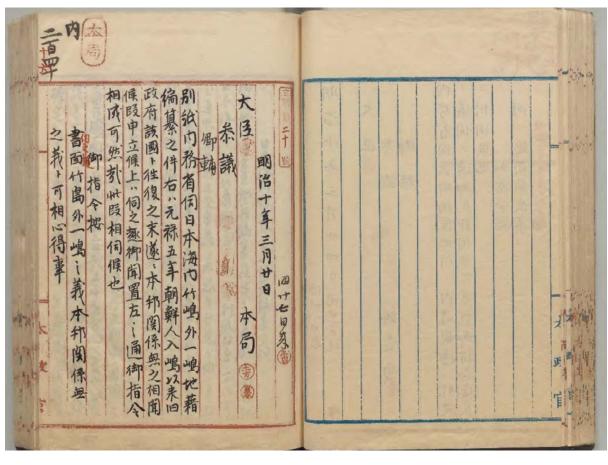
号 乙第二十八号、(iv) 「原由の大略」、い第一号~第四号、 (vi)「磯竹島略図」、 wi 太政官内の決裁書 (立案第二十

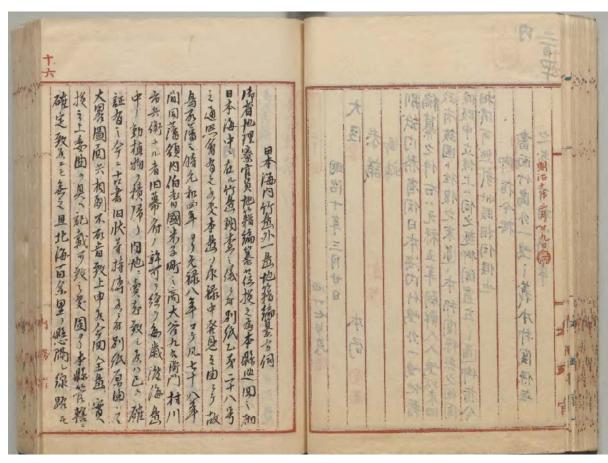
の順番で綴られていた(前記翻刻および現代語訳はこの順による)。

文書の末尾に定形外の資料を置くというルールで綴られている。 内の決裁書を置く、 (ア)最初に省庁の伺いを置き、その後ろに照会元の省庁が伺いとともに提出した文書を並べ、最後に太政官 『公文録』において、省庁からの伺いに対して太政官が指令等で対応した場合の関係文書は、 (イ)照会元の省庁が地図、 設計図など定形外の資料を添付した場合は、省庁が提出した 一般的に、

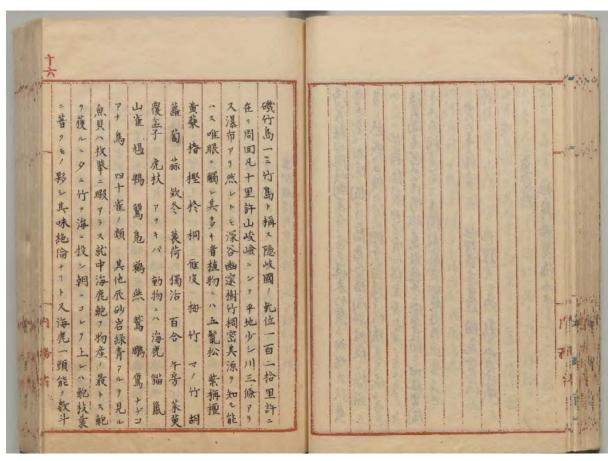
最後に来るのが (ii)の太政官内の決裁書 (立案第二十号) であるから、 本件で内務省が太政官に提出した文書は(i)の伺い及び(i)~(v)の資料であり(vi 元々の順番は、 「磯竹島略図」が定形外)、 一般的ルールに適ってい

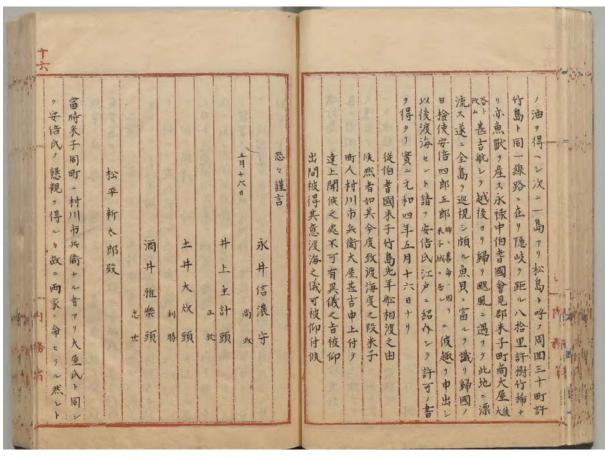
る。

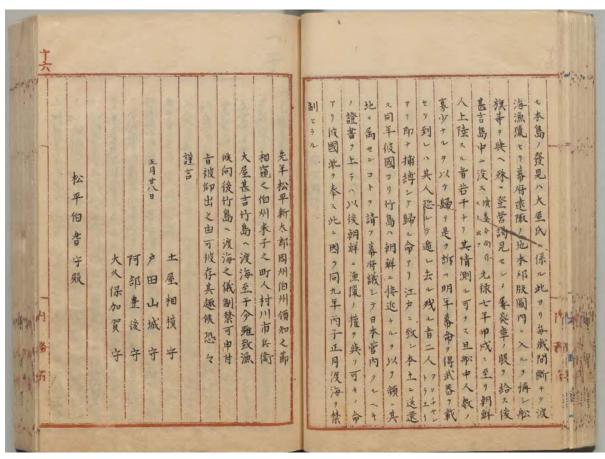






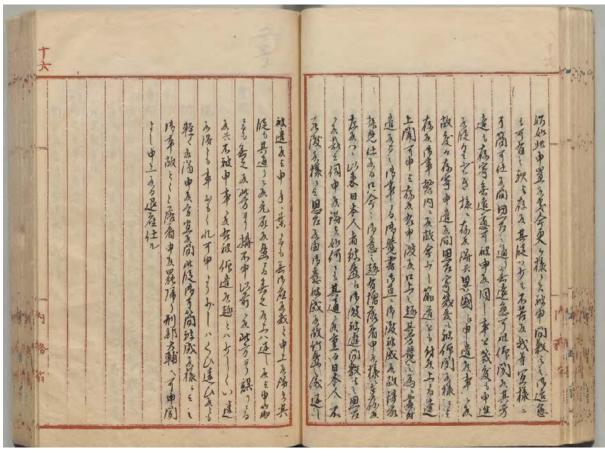


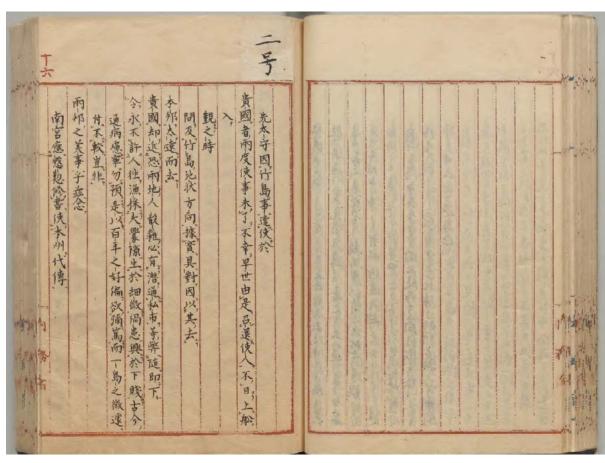


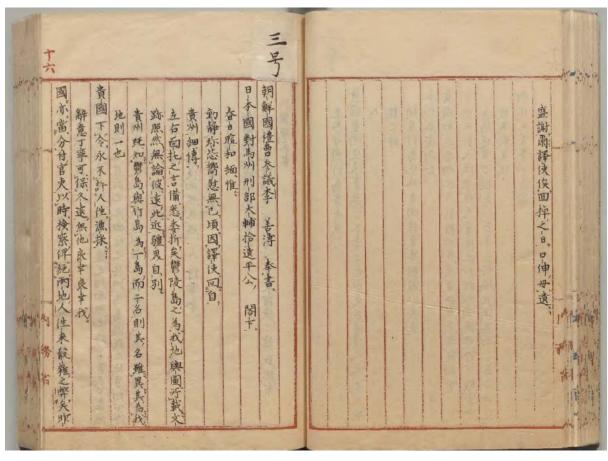


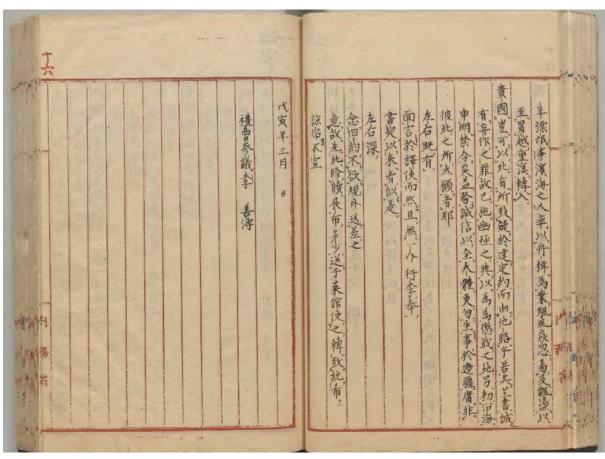
号 辆 天龍隆公內登城多殿多縣鎮鶴遊名上於内自養院內 同是了新正月九日三澤苦五城門方了了 支在協門 風 留奏之序版将作版為也 元禄九年 正月二十八日 竹島与教教珍國为変朝鮮人王被島少多致国事 寒を通修被被成光年以來伯州考多了断人面人 老中當人馬列為者至因山城宗校行為至後,然后 入交与差為事多同的後弟多了断人遊梅以後被奏 今大谷氏傳7 雨家所藏 内南了分数出了樣一多一樣一分多上付五交要後等級 馬多 移政為真。楊你因五人竹為之後中南高多羽守 教育事多数,是人人因務各行為九志了と方相知事 相异乃及废機的者、防病与中毒も多色及者 、及伯老了没了没了多是我由各招等的意识殿人 古文書等八他 本川國 社 向 稳 於 家 地 州享保年間/製圖ラ福馬と是ラ附 ルコト能ハス遂の发、至ルト云 日幣馬八成 相傳了當時柳澤氏人 ルラ俟ラ全備

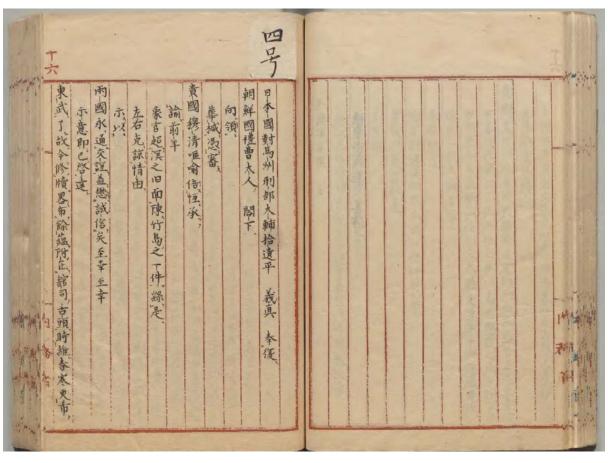
為で名更造しかある事は陽去古様と強接着も 而及主申 了るる各色日本人在住不住或過程之成於 看んる影性了絕付男及此名朝鮮一出了日本 明人两人沒弄 多一般相随爱 面的出五放其解 看之多数支共,因本人居住法及飲此方心都及為 里程的一山皮遊文朝拜園了前陵島多人 身五将人的看了八百六格里根省之物解 早 教与存在大學与有之及沒一年數名相教的 土井大奶狗放井上多針狗放水井像像子放連到 之物王松年新在即教司少事内有之如此看改海社 考しる問此方 子構力中の様、被成处何不必多数 乃樣。新多即歐心奉書中處以面并在雲轉發 為故考見為得八大形名德院接序代名為可宿冬 又支對馬安殿等了教後島主意入及後房降逐節住 高俊國 多是多多由多及去及落以刑却致不可該 多樣被你達逐事委門我馬發死去。虽故客之及 いあ」ろ言節もある事中夢り及後い不多方行 幸逼交絕申及益仍差馬威是或多我成以申務 不多了及近日各等島、西愛の感しもありれ多 子有一通,利那殿子書解るる可想多越を思る 島、属羽作越去 及中局教积天八九角竹馬之族 中俊及九个月七岁一是各事人及多意人纸事 急に成えるうとるは事を例奉るまる男國人を被 多数方三棒八馬子問在成因在客季子被作風五地 五数重马不及越五禄被申废五禄号相粮分数公被 此多了如何名其刑部做八月律係、五周

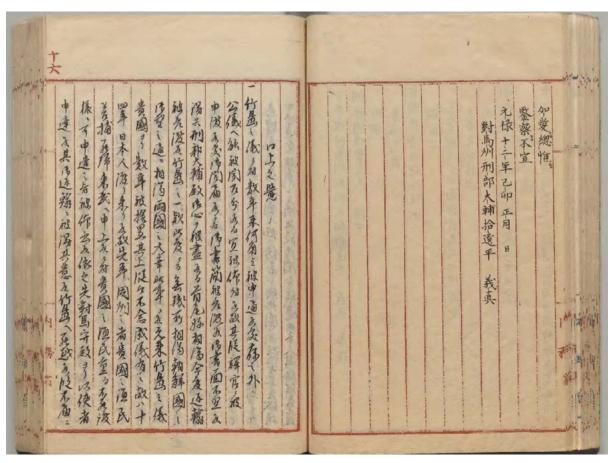












為故則能轉"申的為以来、後达 陽中的為多一次逐熟 事為八馬鐵信之少別る表考女在由内 4 好近飲被中本 日本之為為之樣。成果多故被你越多股八及光子為言為 中的人看時經過多不及一對例以不中越多優者為害 故是弄得信以上方中達多然上八分数分為人乃禮子丁 图在分为为史程:被中事一及八隣交八路美国后後日本 通禮像正十一 做之以內克中也被申上五獨八別建与関稅 少以通文信事、馬剛此段內閣分務應日本人為海祖名正被 數年経置其後內面可申略分少度七万层任死故却門一 為被住及將為故於東我福申上於竹島で感朝鮮國之了 金、约多一孫、京及多通具、中國多分幸刑部人輔動奏 相果五放後者其你房風は五百色竹島、後黃國、等陵 之發中達 为为为还解实而不申尚名奉若粉馬済致被 馬雲面上振語了日本人犯越侵後住人同方程沒及振一行 不過一事一楊 為教神後者多沒是受其後不好了 真是被中上あべる角を成りるい事を納る中其 五上の不定多及至南下移動在八唐の名、刺北きの節 方文章不空及る内不被信成的位形と在及考園班欠接照 あてる為及父有信名逐去他良幸 ととる 房後しいよう 五海兴久奏朝解風心心、给多一與地圖~~险方及秘信 为海共行教成文奉旨一故其代及罗及少久以来又出入 海洪刑部大婦教以同了事一人及故免武八禮之事之一藏之以 上以来此東公上思方七色发動科風の時為好、完別教法 務報作的為我一看接,至意一透心一人看在不都舍去吃 經在在做方常方,越面該名為個可中以及名內秀图 人為海奇移奏留由被你出及幸養食招不申由中上五五数

海天巧使者中防及日南、夜方は多名事 幸養官招不申上的及古馬以其常得官之面沒多中官五 口上方中然及戲館一小一使者造問数与一心入了多名多 東食文被国际及白其通移的好不像之紀內秀問譯官 尚書簡一門,好為一樣看无路被你必不及以使者可由主 故る政方及一係朝鮮風、被微斯又及結体妙樣理當 力略你少多敢看走路去傷夢園、八多官造一名名竹島園 南子的母人相違好局的妻人為多為是又申入立及左接 为用事多しない使者這不申るる不叶事。及此使も り馬力相信馬至因有其八以來还之為了以問達一可被成次 朝鮮国了の祖母今方是被因石为樣、名名內心至祖盡為 るる傷さるない通常の経官切れて申る由は中意義 的使者不申飲事在恩多及馬克斯為及被作別為過了公 八不同了有有一田被作風及写樣子為被作出事"沒故 ~ 八不申及将共 乃存、事 多問 死失将左西 題遊被 籍席中及降偏利都大輔政隆交局。房后を珍書 為人多異常、申倉送及役的住在後者选問教方 成在行時隔一万程成及 店得了被城及 成人的作出版《何子》一些使者成冬到山中建入例 方、何な最早看是小事傷中もろと、又の申達为段 あ入事、私、人格共教者は同者教和了面風田を入 孫多異、及院はる家園の内山入と村門に四入とくい 通为为方叶事为要在 多多大和 被在外的後為 這人名一是故以來告 传了版选着为了人家文教不中 今間教者為過一譯然在東東也中面朝廷不由

